（様式１１）

**経費支出明細書**

事業者名：

単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分※小規模型試作開発等のみ | 予算額（交付決定額または変更申請額） | 実績額 |
| A | B | B×1/3以内 | A | B | B×1/3以内 |
| 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金交付決定額 | 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| (税込み) | (税抜き) | (税抜き) | (税込み) | (税抜き) | (税抜き) |
| 機械装置費（単価５０万円以上） |  |  |  |  |  |  |
| 機械装置費（単価５０万円未満） |  |  |  |  |  |  |
| 技術導入費 |  |  |  |  |  |  |
| 専門家経費 |  |  |  |  |  |  |
| 運搬費 |  |  |  |  |  |  |
| クラウド利用費 |  |  |  |  |  |  |
| 原材料費※ |  |  |  |  |  |  |
| 外注加工費※ |  |  |  |  |  |  |
| 委託費※ |  |  |  |  |  |  |
| 知的財産権等関連経費※ |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

1. 予算額において、当初（又は計画変更後）より補助金交付決定額欄に数値（額）のないものは科目として使用できません。
2. 経費区分には上限が設定（外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費）されているものがありますのでご注意ください。
3. 予算額は事業計画書に記載した額（事業計画の変更承認を受けている場合は、変更後の事業内容に対応した額）を記載してください。
4. 機械装置費が補助対象経費の総額の1/2を下回った場合は、補助金の交付は受けられません。
5. 企業間データ活用型、小規模型（小規模企業）及び補助率1/2適用の事業は、交付決定額及び補助金の額の欄の1/3を1/2とし該当金額を記入してください。
6. 「正社員化の取組み」を適用した場合の補助上限額は、企業間データ活用型及び一般型は900万円、小規模型は450万円として算定し記入してください